



# ～遺産分割がまとまらないとき～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



相続のとき、遺言書がない場合は遺産分割協議を行うことになりますが、遺産分割協議がまとまらないときはさまざまな問題があります。

## 1. 財産の処分(利用)ができない

相続が発生すると、被相続人の財産は相続人全員の「共有財産」となります。共有財産となった場合、その財産を処分(利用)するには相続人全員の同意が必要となります。「不動産を売却したい」「現金口座から葬儀費用や相続税の納税資金に充てたい」としても、相続人の中に同意しない人がいる場合には、被相続人の財産を処分(利用)することができなくなります。

## 2. 時の経過により相続人が増えて複雑になっていく

たとえば、当初は兄弟3人（長男・次男・三男）が相続人だったとしても、遺産分割がまとまらない間に、長男が妻と子ども一人をのこして亡くなつた場合、相続する権利が長男の妻と子どもに相続されます。その結果、遺産分割は兄弟3人から「次男・三男・長男の妻・長男の子」の4人で協議することになります。さらに、次男・三男が亡くなつた場合にはそれぞれの相続人に権利が相続されるため、時間の経過と共にどんどん増えて複雑になっていきます。

## 3. 税法上のデメリット

### ①配偶者控除・小規模宅地等の特例の適用ができない

相続税の申告納税は、相続から10ヵ月以内に行う必要があります。遺産分割が終わらず未分割であっても例外はなく、法定相続分で相続したものとして計算をして申告・納税を行う必要があります。未分割の場合には、配偶者控除や小規模宅地等の特例は適用できずに相続税の負担が大きくなります。(注)このとき申告期限内に「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出し、3年以内に遺産分割をすれば、配偶者控除・小規模宅地の特例を適用することが可能となり、手続きをすれば払いすぎた税金の還付を受けることはできます。ですが、時間と費用がかかり大きなデメリットとなります。

### ②納税猶予制度が活用できない

農地・非上場株式を相続した場合には、一定の要件を満たせば相続税の納税猶予制度が活用できますが、遺産分割が完了していない場合にはこの制度を活用することができません。後継者が農業や事業を継続したくても納税猶予のメリットを活用できずに税負担が発生します。

### ③物納ができない

相続税は、納期限までに金銭一括納付が原則です。しかし、それが困難な場合には、相続財産を納める「物納」ができます。ただし、物納は遺産分割が終わらない場合には認められません。

遺産分割がまとまらずに時間が経過していくと、金銭的な負担はもちろん、精神的な負担や時間的な手間などがかかることがあります。自身の遺志(意思)を死後に伝えるために、遺言書などで家族への想いや財産の分割方法を伝えることが大切です。さらに、生前に財産の分け方について話し合いの場を設けるなど、できるだけスムーズな遺産分割が行えるような行動をとっていくことが大切になります。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)  
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号  
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp